

公訴時効制度の沿革

第 1 現行刑事訴訟法制定までの公訴時効制度の沿革

1 治罪法の下での^{きまん}期満免除制度

明治以降の我が国における公訴時効制度は、明治 13 年（1880 年）制定の治罪法において、「^{きまん}期満免除」の制度が設けられたことに始まるとされる。

同法においては、公訴に係る期満免除の期限は、

- 重罪（謀殺，故殺，強盗，強姦など死刑，徒刑，流刑，懲役又は禁獄に当たる罪）については，10 年
- 軽罪（逮捕監禁，脅迫，強制わいせつ，窃盗など禁錮又は罰金に当たる罪）については，3 年
- 違警罪（暴行など拘留又は科料に当たる罪）については，6 月とされており（同法第 11 条），また，起訴手続，予審手続等があったときは，期限の経過は中断され，起訴・予審又は公判手続を止めた日から再び期限を起算することとされていた（同法第 14 条）（注 1）。

2 旧々刑事訴訟法の下での公訴時効制度

その後，明治 23 年（1890 年）にいわゆる旧々刑事訴訟法が制定された。

「期満免除」との名称が「時効」に改められたほかは，基本的には，治罪法の規定が踏襲され，制定時には，治罪法と同様の区分に従って公訴時効期間が定められていたものの，明治 40 年の現行刑法の制定に伴い，旧々刑事訴訟法も改正され，公訴時効期間は，法定刑に応じて定められることとなり，

- 死刑に当たる罪については，15 年
- 無期又は長期 10 年以上の懲役・禁錮に当たる罪については，10 年
- 長期 10 年未満の懲役・禁錮に当たる罪については，7 年
- 長期 5 年未満の懲役・禁錮又は罰金に当たる罪については，3 年
- 刑法第 185 条（賭博）の罪については，1 年
- 拘留・科料に当たる罪については，6 月とされた。

3 旧刑事訴訟法の下での公訴時効制度

大正11年（1922年）に制定されたいわゆる旧刑事訴訟法においては、公訴時効に関する規定が総則編から公訴の章に移されるとともに、公訴時効期間の変更等が行われた。具体的には、

- 旧々刑事訴訟法においては、公訴時効期間の区分は6区分であったところ、無期の懲役・禁錮に当たる罪と長期10年以上の懲役・禁錮に当たる罪とを分離し、公訴時効期間を、
 - ・ 無期の懲役・禁錮に当たる罪については、従来どおり、10年
 - ・ 長期10年以上の懲役・禁錮に当たる罪については、従来の10年から短縮して、7年
 - ・ 長期10年未満の懲役・禁錮に当たる罪については、従来の7年から短縮して、5年

とすることとされたほか、

- 刑法第185条（賭博）の罪については、従来の1年から短縮して、6月

とすることとされ、拘留・科料に当たる罪と同じ取扱いとされた。

4 現行刑事訴訟法の下での公訴時効制度

昭和23年（1948年）に制定された現行刑事訴訟法は、公訴時効制度については、基本的には、旧刑事訴訟法の規定を踏襲しつつ、

- 公訴時効の中断の制度を廃止し、公訴提起によって公訴時効が停止する制度を導入したほか、
- 刑法第185条（賭博）の罪についての短期の公訴時効による取扱いを廃止し、
- 拘留・科料に当たる罪についての公訴時効期間を6月から1年に延長する

などの変更が加えられた。

その結果、公訴時効期間は、

- 死刑に当たる罪については、15年
- 無期の懲役・禁錮に当たる罪については、10年
- 長期10年以上の懲役・禁錮に当たる罪については、7年
- 長期10年未満の懲役・禁錮に当たる罪については、5年

- 長期5年未満の懲役・禁錮又は罰金に当たる罪については、3年
 - 拘留・科料に当たる罪については、1年
- とされた。

なお、この際、新法施行前に既に時効が進行を始めた事件に関する公訴時効期間は、刑事訴訟法施行法第6条により、旧刑事訴訟法の規定によることとされた。

第2 平成16年（2004年）の刑事訴訟法の改正

公訴時効に関する現行刑事訴訟法の規定については、平成16年に公訴時効期間の延長を内容とする改正が行われた。

この改正は、

- 国民の平均年齢の延び等から、被害者の処罰感情等が時の経過により希薄化する度合いは低下していると考えられること
- 新たな捜査技術の開発等により、犯罪発生後相当期間を経過しても、有力な証拠を得ることが可能になっていること

などに鑑みると、特に凶悪・重大犯罪については、最長でも15年という公訴時効期間は短期に失すと思われたことから行われたものである。

具体的には、公訴時効期間の区分のうち、「長期10年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」との区分を、「長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」と「長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪」に分けた上で、公訴時効期間を、

- 死刑に当たる罪については、従来の15年から25年
- 無期の懲役・禁錮に当たる罪については、従来の10年から15年
- 長期15年以上の懲役・禁錮に当たる罪については、従来の7年から10年

に、それぞれ延長された（その余の区分に係る公訴時効期間については従来どおりとされ、公訴時効の区分は6区分から7区分とされた。）。

なお、この改正の際、刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律第156号。以下「平成16年改正法」という。）の施行（平成17年1月1日）前に犯した罪の公訴時効期間は、平成16年改正法附則第3条第2項により、なお従前の例によることとされた。

第3 平成22年（2010年）の刑事訴訟法の改正

公訴時効に関する現行刑事訴訟法の規定については、平成22年に改正が行われ（注2）、人を死亡させた罪の公訴時効について特別の取扱いを行うこととされた。

この改正は、

- 公訴時効制度については、被害者の遺族を中心として、殺人等の人を死亡させた犯罪について見直しを求める声が高まり、この種事犯においては、時間の経過による処罰感情の希薄化等、公訴時効制度の趣旨が必ずしも当てはまらなくなっているとの指摘がなされていたこと
- このような指摘等を契機として、人の生命を奪った殺人等の犯罪については、時間の経過によって一律に犯人が処罰されなくなってしまうのは不当であり、より長期間にわたって刑事責任を追及することができるようにすべきであるという意識が、国民の間で広く共有されるようになっていたものと考えられたこと

などの人を死亡させた犯罪をめぐる諸事情に鑑み、これらの犯罪に対する適正な公訴権の確保をするために行われたものである。

具体的には、

- 人を死亡させた罪であって死刑に当たるもの、例えば、殺人、強盗殺人について、公訴時効を廃止する
- 人を死亡させた罪であって懲役・禁錮に当たるものについては、三つに区分して公訴時効期間をおおむね現行の2倍に延長することとし
 - ・ 無期の懲役・禁錮に当たる罪については、30年
 - ・ 長期20年の有期の懲役・禁錮に当たる罪については、20年
 - ・ そのほかの懲役・禁錮に当たる罪については、10年

とされた。

なお、平成16年改正法による公訴時効に係る規定の改正の際は、その施行（平成17年1月1日）前に犯した罪の公訴時効期間についてはなお従前の例によることとされたが（平成16年改正法附則第3条第2項）、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成22年法律第26号。以下「平成22年改正法」という。）附則第3条第2項において、「人を死

亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの」に関しては、平成17年1月1日以後に犯されたものについてはもちろん、同日より前に犯されたものについても、平成22年改正法の施行日（平成22年4月27日）において公訴時効が完成していない場合、改正後の公訴時効に係る規定を適用することとされた。

一方で、「人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの」で、平成22年改正法の施行の際既に公訴時効が完成しているものについては、改正後の公訴時効に係る規定は適用されないこととされた（平成22年改正法附則第3条第1項）。

第4 性犯罪に係る公訴時効期間一覧（別表）

（注1）治罪法

第九條

公訴ヲ爲スノ權ハ左ノ條件ニ因テ消滅ス

一～五 （略）

六 期滿免除

第十一條

公訴期滿免除ノ期限左ノ如シ

一 違警罪ハ六月

二 輕罪ハ三年

三 重罪ハ十年

第十四條

期滿免除ハ刑事裁判所ニ於テ檢察官若クハ民事原告人ヨリ起訴ノ手續ヲ爲シ又豫審若クハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期限ノ經過ヲ中断ス其未タ發覺セサル正犯從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中断シタル時ハ起訴豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期限ヲ起算ス但前後ノ日數ヲ通算シテ第十一條ニ定メタル期限ノ二倍ヲ超過ス可カラス

（注2）刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

○ 衆議院法務委員会（平成22年4月27日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1～3 （略）

4 性犯罪やひき逃げ事案等、人を死亡させた犯罪以外の犯罪についても、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討すること。

5, 6 （略）

○ 参議院法務委員会（同月13日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1～4 （略）

5 性犯罪については、被害者等の声を十分に踏まえつつ、罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討すること。

6 （略）

【別表】性犯罪に係る公訴時効期間一覧

		明治 41 年(1908 年) (旧々刑事訴訟法改正)	大正 11 年(1922 年) (旧刑事訴訟法制定)	昭和 23 年(1948 年) (現行刑事訴訟法制定)	平成 16 年(2004 年) (現行刑事訴訟法改正)	平成 22 年(2010 年) (現行刑事訴訟法改正)	平成 29 年(2017 年) (現行刑法改正)
強制わいせつ罪 (刑法第 176 条) 準強制わいせつ罪 (刑法第 178 条第 1 項(※1))	法定刑	6 月以上 7 年以下の懲役	6 月以上 7 年以下の懲役	6 月以上 7 年以下の懲役	6 月以上 10 年以下の懲役 (※2)	6 月以上 10 年以下の懲役	6 月以上 10 年以下の懲役
	公訴時効 期間	7 年	5 年	5 年	7 年	7 年	7 年
監護者わいせつ罪(※3) (刑法第 179 条第 1 項)	法定刑	—	—	—	—	—	6 月以上 10 年以下の懲役
	公訴時効 期間	—	—	—	—	—	7 年
強制性交等罪(強姦罪) (刑法第 177 条) 準強制性交等罪(準強姦罪) (刑法第 178 条第 2 項(※1))	法定刑	2 年以上の有期懲役	2 年以上の有期懲役	2 年以上の有期懲役	3 年以上の有期懲役 (※2)	3 年以上の有期懲役	5 年以上の有期懲役 (※4)
	公訴時効 期間	10 年	7 年	7 年	10 年	10 年	10 年
監護者性交等罪(※3) (刑法第 179 条第 2 項)	法定刑	—	—	—	—	—	5 年以上の有期懲役
	公訴時効 期間	—	—	—	—	—	10 年
強制わいせつ致死傷罪 準強制わいせつ致死傷罪 (刑法第 181 条第 1 項(※5))	法定刑	無期又は 3 年以上の懲役	無期又は 3 年以上の懲役	無期又は 3 年以上の懲役	無期又は 3 年以上の懲役	無期又は 3 年以上の懲役	無期又は 3 年以上の懲役
	公訴時効 期間	10 年	10 年	10 年	15 年	人を死亡させた場合：30 年 人を負傷させた場合：15 年	人を死亡させた場合：30 年 人を負傷させた場合：15 年
監護者わいせつ致死傷罪(※3) (刑法第 181 条第 1 項)	法定刑	—	—	—	—	—	無期又は 3 年以上の懲役
	公訴時効 期間	—	—	—	—	—	人を死亡させた場合：30 年 人を負傷させた場合：15 年
強制性交等致死傷罪 準強制性交等致死傷罪 (刑法第 181 条第 2 項(※5))	法定刑	無期又は 3 年以上の懲役	無期又は 3 年以上の懲役	無期又は 3 年以上の懲役	無期又は 5 年以上の懲役 (※2)	無期又は 5 年以上の懲役	無期又は 6 年以上の懲役
	公訴時効 期間	10 年	10 年	10 年	15 年	人を死亡させた場合：30 年 人を負傷させた場合：15 年	人を死亡させた場合：30 年 人を負傷させた場合：15 年
監護者性交等致死傷罪(※3) (刑法第 181 条第 2 項)	法定刑	—	—	—	—	—	無期又は 6 年以上の懲役
	公訴時効 期間	—	—	—	—	—	人を死亡させた場合：30 年 人を負傷させた場合：15 年
強盗・強制性交等罪(強盗強姦罪) (刑法第 241 条第 1 項(※6))	法定刑	無期又は 7 年以上の懲役	無期又は 7 年以上の懲役	無期又は 7 年以上の懲役	無期又は 7 年以上の懲役	無期又は 7 年以上の懲役	無期又は 7 年以上の懲役
	公訴時効 期間	10 年	10 年	10 年	15 年	15 年	15 年
強盗・強制性交等致死罪 (強盗強姦致死罪) (刑法第 241 条第 3 項(※7))	法定刑	死刑又は無期懲役	死刑又は無期懲役	死刑又は無期懲役	死刑又は無期懲役	死刑又は無期懲役	死刑又は無期懲役
	公訴時効 期間	15 年	15 年	15 年	25 年	なし	なし

(※1) 平成 16 年法律第 156 号「刑法等の一部を改正する法律」による改正前は刑法第 178 条

(※2) 平成 16 年法律第 156 号「刑法等の一部を改正する法律」により有期刑の上限及び法定刑の上限又は下限を引上げ

(※3) 平成 29 年法律第 72 号「刑法の一部を改正する法律」により新設

(※4) 平成 29 年法律第 72 号「刑法の一部を改正する法律」により法定刑の下限を引上げ

(※5) 平成 16 年法律第 156 号「刑法等の一部を改正する法律」による改正前は刑法第 181 条

(※6) 平成 29 年法律第 72 号「刑法の一部を改正する法律」による改正前は刑法第 241 条前段

(※7) 平成 29 年法律第 72 号「刑法の一部を改正する法律」による改正前は刑法第 241 条後段